

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の
廃止を求める意見書（案）

地方自治体は、少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に子どもの医療費助成を行ってきました。米沢市は、昨年度より医療費助成の対象を中学３年生まで拡大し、山形県内すべての自治体で子ども医療費助成を実施しています。

一方、国は、このような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じています。

今、国は、少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行するものです。

少子高齢化が進む山形県では、地域が継続できるかどうか危ぶまれる重大な岐路に立たされています。こうした危機的な状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど少子化対策を抜本的に強化する必要があります。

国においては、全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２８年９月２９日

米沢市議会議長 海老名 悟

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財務大臣 様